

# 高等学校における 特別支援教育の推進



～一人一人の生徒が自信をもって学ぶために～

学校教育法の一部改正により、すべての学校において、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障害のある児童生徒に対して、適切な教育を行うことが規定されました。

文部科学省の報告書（H21年8月高等学校ワーキンググループ）には、高等学校に在籍する発達障害等のある生徒の割合は、約2.2%という記述があります。

高等学校においては、これまでも生徒指導や教育相談等の観点から支援の必要な生徒への指導・支援が行われてきています。今後、更に生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した指導・支援を進めていく必要があります。

## こんな生徒はいませんか？ 生徒のこんな行動が気になりませんか？

### 学習面において

特定の教科・科目（例えば、数学や理科）の成績に落ち込みが見られ、身体の動きがぎこちなく運動が苦手である。

平仮名が多い文章を書く。また、漢字を書いても形が乱れていたり、画数が多い漢字の形は間違っていたりする。

授業中、教師の説明や質問を聞いた直後にすぐに聞き返し、内容を確認する。

授業中に学習内容と関係のない内容の発言や独り言がみられたり、空想にふけっていたりする様子がみられる。

### 行動面 生活面において

調理学習などで道具を準備すること、材料を切ることなど、手際よく進めることができない。

学習道具や持ち物を置き忘れることが多く、その場所を思い出すことがなかなかできない。

生活の中で自分が決めた行動パターンがあり、変更することが難しい。

友達同士の暗黙の了解やルールが理解できないため、友達の輪の中に入っていくことができず、一人でいることが多い。

平成22年3月

鹿児島県教育委員会

# 特別支援教育の対象となる発達障害とは

## 発達障害の特徴は

全般的な知的発達の遅れを伴いません。

本人の努力不足や家庭環境，保護者の養育態度が原因となるものではありません。

脳の中枢神経系に何らかの原因があると考えられています。

## 発達障害とは (文部科学省の定義から抜粋)

### 学習障害 (LD)

学習障害とは，基本的には全般的な知的発達の遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち，特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものをいいます。

### 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

注意欠陥多動性障害とは，年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力，衝動性，多動性を特徴とする行動の障害で，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。

これらの障害がいくつか重なった状態を示す場合もあります。  
また，困難な状態は年齢とともに変化することがあります。

### 高機能自閉症，アスペルガー症候群

高機能自閉症とは，3歳くらいまでに現れ  
他人との社会的関係の形成の困難さ  
言葉の発達の遅れ  
興味や関心が狭く特定のものにこだわる  
ことを特徴とする行動の障害である自閉症のうち，知的発達の遅れを伴わないものをいいます。  
アスペルガー症候群とは，知的発達の遅れを伴わず，自閉症の特徴である言葉の遅れを伴わないものをいいます。

## 発達障害のとらえ方で配慮すること

同じ障害名でも生徒の困難な状態の現れ方は一人一人異なります。  
それぞれの障害の診断は，医師が行います。  
医師の診断はなくても上記の困難が生徒にある場合は，特別支援教育の対象として支援を行う必要があります。  
発達障害はその生徒の特性の一部であり，周りの人々の対応によってその困難な状態は軽減されたり，逆に深刻になったりするということを考慮する必要があります。

# 実態把握の進め方

## 生徒の困難への気付き

実態把握は、ホームルーム担任や教科担任、部活動顧問など、様々な立場から、それぞれが担当する生徒について、学習面、行動面、生活面で以下のような様々な困難があることに気付くことから始まります。表面的な行動にとらわれることなく、生徒の困難といった視点からとらえ直して見る必要があります。

### 学習面で

- ・ 特定の教科・科目や領域が極端に苦手である。
- ・ 板書をノートに書き取ることが難しい。
- ・ 話や指示を聞いていないように見える。
- ・ 周りの様子や音が気になって集中できない。
- ・ 質問の意図とずれた発言がある。 など

### 行動面・生活面で

- ・ 場の雰囲気や暗黙のルールの理解が難しい。
- ・ 整理整頓ができずに、物をよくなる。
- ・ ささいなことでも柔軟に対応することが難しい。
- ・ 友達とうまくかかわれず、トラブルが多い。
- ・ 興奮しやすかったり集団での行動が苦手だったりする。
- ・ 冗談が通じず、額面どおりに受け取る。 など

県総合教育センターのホームページの「特別支援教育」の「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どものページ」に掲載されている小・中学校向けの「気付きのチェックリスト（文部科学省2004）」も参考にしてください。

なお、これらのチェックリストはLD等の診断をするものではありません。

## 情報の収集

適切な指導・支援を行うためには、特別支援教育コーディネーターや担任が中心となって、いろいろな視点から情報を収集することが必要です。

### 中学校からの情報

- ・ 個別の指導計画 ・ 個別の教育支援計画
- ・ 移行支援シート( ) など

「特別支援教育の手引4（平成21年3月県教育委員会）」を参照してください。また、県総合教育センターのホームページに掲載されている「特別支援教育」の「個別の指導計画のページ」も参考にしてください。

### 本人や保護者からの情報

- ・ 本人や保護者の思いや願い ・ 趣味
- ・ 生育歴 ・ 教育歴 ・ 相談歴 など

### 関係機関からの情報

- ・ 医療機関 ・ 相談機関
- ・ 特別支援学校の巡回相談員 など

### 心理検査等からの情報

- ・ WISC - , WAIS -  
(全般的な知的発達水準と認知能力の偏りを明らかにする個別式の知能検査)
- ・ YG性格検査, 内田クレペリン検査
- ・ 進路適性検査, 職業適性検査 など

### 教科担任等からの情報

- ・ 各教科の習得状況, 意欲や態度
- ・ 集中力 ・ 計画性 ・ 集団行動
- ・ 友人関係 ・ コミュニケーション など

校内委員会や学年会などで、組織的に支援策を検討しましょう。  
個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、連携しながら学校全体で組織的に指導・支援することも必要です。



## 生徒の困難の背景と具体的な指導・支援

発達障害のある生徒は、学習上、生活上の様々な困難があることから、自己評価が低く、自信をなくしていることがあります。そこで、一人一人の生徒が自信をもって意欲的に取り組むことができるような指導・支援が重要になります。

生徒の学習面、生活面の困難について、その背景を理解する。

生徒の興味・関心、よさ、得意なことを生かした指導・支援の方法を工夫する。

頑張っていること、できていることを評価、称賛する。

ここで、いくつかの具体例を紹介します。

板書を写す、説明を聞きながらメモをするときなど、書くことに時間がかかる。

### 【考えられる背景】

- ・ 視覚的な情報を処理することが苦手である。
- ・ 聴覚情報への注意の持続が苦手であり、聞き漏らしが生じる。
- ・ 聞いたことを記憶しておくことができない。
- ・ 重要なことと重要でないことの区別ができない。

### 【指導・支援のポイント】

#### 板書の工夫

- ・ 流れに沿った計画的な板書
- ・ 色チョーク、アンダーライン、枠などを工夫した分かりやすい板書

#### 説明・指示・発問の工夫

- ・ ノートを書く時間と説明を聞く時間の区別
- ・ 分かりやすい言葉遣いや文脈の使用
- ・ ワークシートの活用による板書の調整

#### 代替手段の活用

- ・ パソコンでの筆記、デジタルカメラやボイスレコーダーの活用 など

授業中、ぼんやりしていて、教師の説明を聞いていないように見える。集中して学習に取り組めない。

### 【考えられる背景】

- ・ 聴覚的な情報を処理することが苦手である。
- ・ 見えるもの、聞こえるものなど、周囲の様々な情報に気が散りやすい。
- ・ 必要な情報、重要な情報を選択して聞き取ることが苦手である。

### 【指導・支援のポイント】

#### 環境の調整

- ・ 座席（窓側を避ける、前列にする）、グループ編成・集団構成の工夫
- ・ 前方の掲示物、机やロッカーなど教室内の備品の整理

#### 説明・指示・発問の工夫

- ・ 注意喚起後に説明
- ・ 全体の指示後に個別的な指示
- ・ 写真や図、表など視覚的な情報の活用

#### 授業展開・活動の工夫

- ・ 活動を複数の展開に区分（説明を聞く、ワークシート記入、ペア・グループ学習）
- ・ 具体的・操作的活動の設定 など



自分なりの手順や日課があり，予定の変更を嫌がる。

特定の物や出来事への不安が大きい。

#### 【考えられる背景】

- ・ 先のことを想像しにくいいため，活動に見通しをもつことができにくく，自分なりの手順や日課を変更することに不安が強い。
- ・ 失敗したこと，叱責されたこと，できなかったことなど，過去の経験が，想像以上に嫌悪的な経験として残り，強く意識されている。

#### 【指導・支援のポイント】

##### 見通しをもつことができるための工夫

- ・ 行事や1日の授業予定を分かりやすく掲示
- ・ 予定変更の早めの予告

##### 安心して過ごすことができる工夫

- ・ 自信と自己肯定感をもてるような言葉掛けや対応
- ・ 適度な休憩，本人なりのリラクゼーション方法の活用

##### 不安な状況が生じたときの対応

- ・ 本人が落ち着くまでの周囲の静かな対応
- ・ 落ち着くことができる時間と場所の確保 など



友達とうまくかかわれず，友達とトラブルを起こしやすい。

適切な対人関係の距離を取りにくい。

#### 【考えられる背景】

- ・ 言葉から相手の意図を推測することができにくい。
- ・ 会話の内容が十分に理解できていない。
- ・ 表情，身振り，口調など非言語的な情報の理解ができにくい。
- ・ 会話が一方的になりやすく，自己中心的になりやすい。
- ・ 会話の基本的なスキルを十分に獲得していない。

#### 【指導・支援のポイント】

##### 基本的な会話のスキル獲得のための指導

- ・ あいさつ，会話への参加，否定や断り方など基本的な会話スキルの獲得

##### 自己への気付き，自己受容の向上のための相談

- ・ うまくいかなかった場面を振り返り，どのように行動すれば良かったのかを本人と一緒に話し合う機会の設定
- ・ 望ましい行動を文章や絵，ロールプレイを通して，学習する機会の設定

##### 相談できる人や場所の保障

- ・ 自分の気持ちや思いを十分に話すことができる人や場の保障
- ・ 困ったことや分からないことがあるときに助けを求めることができる人や場所の設定

困難な状態や支援の内容については，生徒本人と十分に話し合い，本人が納得して取り組むことができるように，意思の疎通と確認が大切なポイントとなります。

自分の「よさ」や「得意なこと」に気付かせ，伸ばす

自信や自己肯定感を高める

「困っていること」には，助けを求めることができるようにする

## 二次障害の起因と望ましい対応

### 二次障害とは

学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等があることによる文字の読み書きや計算の困難さ、自己コントロールや社会性の弱さなどの様々な困難を一次障害ととらえると、誤った周囲の見方や対応によって引き起こされる様々な不適応症状を二次障害といいます。

### なぜ、二次障害が起こるのか

#### 一次障害

LD、ADHD、高機能自閉症等による生徒が抱える様々な困難

先生の説明がよく分からない。

注意の集中が続かない。

忘れ物が多い。

こだわりが強い。

友達とうまく会話できない。

友達とすぐトラブルになる。



誤った周囲の見方や対応

「努力が足りない。」  
「家庭の教育が悪い。」  
「中学校の指導が悪い。」  
「何度注意しても聞かない。」  
「本人の性格の問題だ。」



できるまで、何回でもやらせる。  
無視する。  
きつくしかる。  
ペナルティを与える。 など

#### 二次障害

自己評価の低下

不安感情

無気力

不適応行動

非行  
不登校  
中途退学  
ひきこもり  
ニート



### 望ましい対応は

生徒の示す行動には、必ず理由があります。なぜそのような行動をするのか、その背景を理解することが大切です。生徒のよさに気づき、ほめることで自己肯定感を高めたり、生徒の苦手なことに配慮することで不安感を取り除いたりするような対応を心掛けましょう。また、生徒自身が自分の「特性」を理解して、自分の行動を修正できるように指導することも必要です。医療等の外部の関係機関との連携が必要になる場合もあります。

一番大切なことは、日ごろから適切な指導・支援を行い、二次障害を予防することです。

## 校内の支援体制づくり

特別支援教育の推進には、学校全体で組織的に取り組むことが重要です。そのためには、特別支援教育に関する校内委員会が中心になり、支援の必要な生徒の情報の共有化を図り、実態把握や具体的な支援内容、方法の検討などを行うことが大切です。



### 校内委員会の設置

#### 構成メンバー（例）

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，進路指導主任，保健指導主任，学年主任，教育相談係，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，担任，スクールカウンセラー など

#### 主な役割

特別支援教育推進に係る全体計画，校内研修会等の企画運営  
生徒の実態把握や指導・支援の方策の検討  
保護者や関係機関との連携 など

特別支援教育推進のための  
キーパーソン

### 特別支援教育 コーディネーター

#### 主な役割

校内委員会の企画・運営  
関係機関等との連絡・調整  
保護者等からの相談窓口  
など

**特別支援教育は組織的に  
取り組むことが大切です！**



例えば生徒指導委員会等の校内組織に特別支援教育の機能をもたせるなど、既存の校内組織を活用し、支援体制を機能化させることも一つの方法です。

### 巡回相談を活用しましょう

本県では、特別支援学校の教員が、巡回相談という形で地域の小・中学校等に対し、相談支援や研修支援に当たる取組が進められています。高等学校においてもこのような支援を受けることができます。

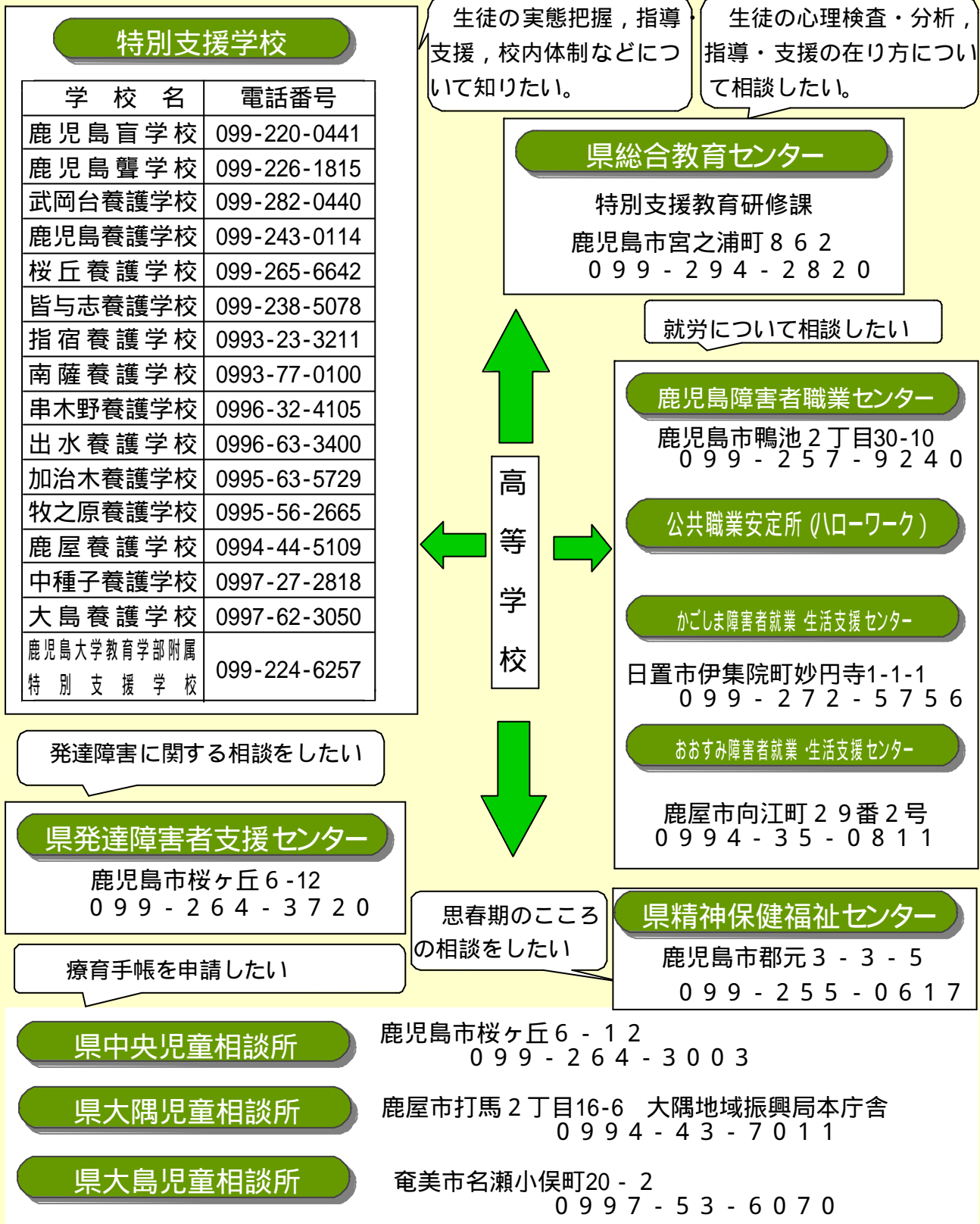
#### このようなことが相談できます

校内委員会を中心とする支援体制の整備の進め方について教えてほしい  
特別な支援を必要とする生徒への指導・支援について助言がほしい  
特別支援教育に関する校内研修会を実施したい  
「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」について教えてほしい など

詳しくは、鹿児島県教育庁義務教育課特別支援教育係（TEL 099-286-5296）にお問い合わせください。

# 関係機関と連携した支援

支援の必要な生徒やその保護者に対して一貫した相談支援を行っていくためには、学校内だけではなく、関係機関と連携することが大切です。



問い合わせ先：鹿児島県教育庁義務教育課（099-286-5296）、高校教育課（099-286-5291）  
鹿児島県総合教育センター特別支援教育研修課（099-294-2820）